

別添 1 参加意思確認公募 公示

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2023年3月27日

独立行政法人国際協力機構
北海道センター 契約担当役 所長

調達管理番号	23c00035000000
調達件名	2023年度国別研修「ウズベキスタン産学連携機能強化研修」に係る研修委託契約
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間	2023年7月1日～2023年12月26日
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1「業務仕様書」による）
特定者	公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2023年4月10日（月） 12:00（正午）
契約担当部署	北海道センター 研修業務課 電話番号：011-866-8393 メールアドレス：Yamazaki.Mitsumi2@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1「業務仕様書」による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者 (4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を

	受けている者
情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」</p> <p>https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以 上

2023年度国別研修「ウズベキスタン産学連携機能強化研修」 に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構北海道センター（以下、「JICA 北海道」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、ウズベキスタンのウズベク日本青年技術革新センター（以下、「UJICY」という）に所属する中核人材に対して、産学連携に必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、2001年の設立以来、産学連携推進の中心組織として、研究開発から事業化までの一貫した支援を行い、若手研究への助成、スタートアップの創出、次世代産業のシーズ技術発掘・育成に関する豊富な実績を有しており、UJICYの抱える課題である、研究者と企業の共創関係創り及び、その案件管理・遂行に係る実務能力向上に関する豊富な知見の紹介を研修に盛り込むことが可能です。また、2022年11月には調査団としてウズベキスタンを訪れ、同国の産業構造とUJICYの現状・課題を十分に把握でき、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2023年度国別研修「ウズベキスタン産学連携機能強化研修」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 技術研修期間：2023年7月19日～2023年8月3日（予定）
- (4) 契約履行期間：2023年7月1日～2023年12月26日（予定）

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年10月1日規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
- ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。
- なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。
- ア. 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
 - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報

及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2023年4月10日(月)12:00(正午)必着
	提出場所	JICA 北海道 研修業務課
	提出書類	参加意思確認書
	提出方法	メール
(2) 審査結果 の通知	通知日	2023年4月17日(月)
	通知方法	当センターホームページへ掲載
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 北海道 研修業務課
	請求方法	メール
	請求締切日	2023年4月20日(木)
	回答予定日	2023年4月25日(火)

	回答方法	メール
--	------	-----

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2023年度国別研修「ウズベキスタン産学連携機能強化研修」

研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名：2023年度国別研修「ウズベキスタン産学連携機能強化研修」
- (2) 技術研修期間（予定）：【来日研修】 2023年7月19日～2023年8月3日
- (3) 研修員（予定）

1) 定員：4名

2) 研修対象国：ウズベキスタン

研修対象組織・対象者：UJICYの以下に関わる関係者

①技術営業担当（産学連携関係の構築、維持を行う人材）

②財務担当（産学連携に伴う商務的な問題点を扱う人材）

③スタートアップ・プロジェクト推進担当（研究者。スタートアップの経験

者）

(4) 研修使用言語：ウズベク語

(5) 研修の背景・目的

ウズベク日本青年技術革新センター（以下、「UJICY」という）では、これまで研究者の個人的能力の向上に努めてきたが、産業界との連携を図り、その関係を持続的に発展させていく為には、研究者の能力向上と並行して、企業との共創関係を創り、それを維持していく為の実務者（非研究者）の育成も喫緊の課題となっている。本研修はUJICYの研究者及び組織運営に携わる関係者に研修を実施することにより産学連携構築プロセスを理解し、案件管理・遂行に係る実務能力の向上に貢献することを目的とする。

(6) 案件目標

研修で得た知見を「産学連携／スタートアップ創造ガイドライン」として文書化し、UJICY内で共有する。

(7) 単元目標（アウトプット）

1) 産学連携に係る知見、ノウハウの習得

産学連携の構築プロセスや、企業との戦略的パートナーシップを維持する為の契約条件の整備といった実務を、講義、視察等を通じて学び、各人が連携の成功事例に触れる事で具体的なイメージを抱けるようにする。

2) 研究所発ビジネス創出（スタートアップ）に係る知見、ノウハウの習得

若手研究者が自らの研究価値について起業を通し社会的価値へと変換する上での事業化に関する知見を講義、スタートアップ企業の見学、意見交換を通じて習得する。

3) プロジェクトマネジメントに係る知見、ノウハウ習得

上記を遂行する上での共通ノウハウとして、リソース（人、金、機材）と時間（納期）を管理する上で必要なプロジェクトマネジメントの知見を、講義、実際のスタートアップや産学連携プロジェクトの実例を見て学ぶ。

4) ガイドライン策定演習

研修の総括として、上記3項目からの学びを、ガイドラインに如何に反映させるかを、指導を受けつつ演習を行う（注：具体的にはアウトライン作成まで）。

(8) 研修内容

1) 研修項目

【講義】産学連携構築プロセス（マッチング、契約手続等）、産学連携推進機関の役割

【視察】大学・研究所発スタートアップ企業、産学連携機関の視察
大学のスタートアップ・プロジェクトの視察（道外）

【演習】産学連携形成シミュレーション

産学連携／スタートアップ創造ガイドラインドラフト作成と発表

【討議】産学連携実践者、スタートアップ企業関係者との意見交換

2) 研修方法

ア. 講義

イ. 演習・実験／実習

ウ. 見学・研修旅行

エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、来日日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2023年7月1日～2023年12月26日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

UJICYに所属する研修員に対し、研修目標達成のために産学連携、スタートアップ支援についての日本の事例を紹介し、研修で得た知見をガイドラインとして文書化し、組織内に共有するために必要な研修を行う。

(3) 詳細

1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成

2) 講師・見学先・実習先の選定

3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信

- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 通訳者との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 通訳者からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたってウズベク語－日本語の通訳者を 1 名配置予定です。
- (2) 研修員及び同行者（上限 1 名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以 上